

市営保育所における保育所等業務支援システム導入及び運用保守業務
受託候補者選定に係る募集要項

市営保育所における保育所等業務支援システム導入及び運用保守業務（以下「本業務」という。）に関する受託候補者の選定に当たり、プロポーザル方式による選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

1 目的

本業務は、市営保育所（市内１３箇所）への保育所等業務支援システムの導入により、保育士等の現場職員の業務効率化による働き方改革、保育環境の充実、保護者の満足度向上、また、保育の質の向上を図ることを目的とする。

2 事業内容等

(1) 件名

市営保育所における保育所等業務支援システム導入及び運用保守業務

(2) 契約上限価格（契約締結日～令和１０年３月３１日の合計額）

１３，６００，０００円（消費税及び地方消費税込）

※ 初年度上限額は５，５００，０００円（消費税及び地方消費税込）とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和１０年３月３１日まで

※ なお、運用開始は令和７年９月１日とする

(4) 業務内容

別紙１のとおり

3 応募資格

- (1) 本市の競争入札参加有資格者であること。なお、本市の競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第２条第１項各号に掲げる資格を有する者である場合は、競争入札参加有資格者とみなす。
- (2) 応募開始から選定結果通知の日までの期間において、京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本事業の趣旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。
- (4) デジタル庁のデジタル地方創生サービスカタログに、サービス分類（小）「保育所等業務支援システム」として掲載されているサービスであること。

4 スケジュール

令和７年	５月	７日（水）	公募・質問受付開始
	５月	１５日（木）	質問書提出期限（午後５時（必着））
	５月	２１日（水）	参加表明書提出期限（午後５時（必着））
	５月	２２日（木）	質問回答
	５月	２７日（火）	企画提案書提出期限（午後５時（必着））
	６月	第１週	プレゼンテーション、審査会の実施
	６月	１３日（金）	受託候補者の決定（予定）
	７月	１日～	システム利用開始（本格運用に向けてのシステム事前準備開始）

9月 1日～ システム本格運用開始

5 応募手続等

プロポーザルに応募する者は、次のとおり、参加表明書や企画提案書等を持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。

(1) 参加表明書等の提出

ア 提出書類

（ア）参加表明書（様式1）

（イ）会社概要（様式2）

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和7年5月21日（水）午後5時（必着）

(2) 企画提案書等の提出

別紙2「企画提案書等作成要領」に基づき、次の書類を提出すること。

ア 提出書類

（ア）企画提案書

（イ）機能要件表（別添2）

（ウ）見積書

（エ）外部サービス選定基準（※）

※ ISMAP クラウドサービスリストに登録されているサービスについては提出不要。また、情報セキュリティ上の理由からインターネット上での公開を行っていないため、参加意思のある事業者は本市に問い合わせのうえ、資料の提供を受けること。

イ 提出部数

正本1部、コピー6部の合計7部を提出すること。

ウ 提出期限

令和7年5月27日（火）午後5時（必着）

(3) その他

ア 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書及び企画提案書等が、次の事項のいずれかに該当するものは、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

（ア）提出期限、提出先又は提出方法に適合しないもの

（イ）指定する様式又は記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

（ウ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

（エ）虚偽の内容が記載されているもの

6 質疑受付

(1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、「5 応募手続等」の参加表明書等の提出を検討している者とする。

(2) 受付締切

令和7年5月15日（木）午後5時（必着）

(3) 受付方法

様式3「質問書」により作成し、幼保総合支援室（担当：尾崎・八木田）に電子メール（yohokikaku@city.kyoto.lg.jp）又は持参により提出すること。送信後、電話（075-251-

2397) により担当者に受信確認を行うこと。また、電話での質問は一切受け付けないが、本市から質問する場合は、この限りではない。

(4) 回答方法

受け付けた質問及びその回答は、令和7年5月22日（木）までに、参加表明のあった者全員に対し、質問事項及びその回答を電子メールで通知する。

7 受託候補者の選定

(1) 審査基準

別紙3「受託候補者選定基準」のとおり

(2) 選定方法

提出された企画提案書等の内容及びヒアリング審査に基づいて総合的に評価を行い、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定する。

ただし、審査の結果、本件にふさわしい提案がないと判断した場合は、事業者を選定しない場合がある。

なお、評価点が最低選定基準（配点合計2,100点中1,260点以上）であることを選定の条件とし、応募事業者が1事業者であった場合も、プロポーザルは有効なものとして扱う。

(3) ヒアリング審査

企画提案書を提出した者に対し、以下のとおりヒアリングを行う。

ア 実施時期

令和7年6月第1週

イ 出席者

3名以内

ウ 時間

（ア）プレゼンテーション（デモンストレーション含む）：40分

（イ）質疑応答：10分

※ 事前準備及び片付けについては、各5分程度で実施すること。

エ 内容

（ア）企画提案書の内容説明、システムのデモンストレーション及び質疑応答

（イ）デモンストレーション（10分程度）では、以下の内容を実施すること。

○ システム概要（画面構成など）の説明

○ 各機能の説明

・ 保護者との連絡機能（お知らせ配信、欠席遅刻連絡等）

・ 登降園管理機能

・ 保育に関する計画・記録機能（帳票管理等）

※ タブレット端末とPCで利用可能な機能が異なる場合や画面の構成・操作方法が異なる場合、アプリ版とブラウザ版で利用可能な機能が異なる場合は、画面を用いてそれらの詳細を必ず説明すること。

オ ヒアリング審査は非公開とし、会場、時間等は別途連絡する。

8 受託候補者の審査結果の通知

令和7年6月13日（金）までに、受託候補者の決定を行い、本市ホームページにて、選定結果と受託候補者名および評価点を公表する。

9 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 契約金額
契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。
- (2) 契約内容
契約内容は、仕様書及び企画提案書等の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。なお、各種法令等に則した内容とすること。
- (3) 再委託の禁止
受託者は、本業務の履行を第三者へ委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りでない。
- (4) 契約保証金
不要とする。
- (5) 特約事項
提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託事業者の負担とする。
なお、本業務については、「長期継続契約」とする。本市は、翌年度以降において、当該予算の削減があった場合は、この契約を解除することができる。この場合、受注者が契約内容に関して支出した費用が、既に支払われた委託料を超えていても、その差額を本市に請求することはできない。また、受注者は、本市がこの契約を解除したために生じた損害の賠償についても、本市に請求することができない。

10 その他

- (1) この公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。
- (3) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し出ることとはできない。
- (4) 候補者が次の各号に掲げる条件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。
 - ア 提出書類及びヒアリング内容に虚偽があった場合
 - イ 京都市競争入札参加資格を失うなど、応募資格を失った場合
 - ウ 選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (6) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、公開することがある。
- (7) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (8) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。ただし、本市から要求した場合は、この限りではない。
- (9) 提出された書類は全て返却しない。
- (10) 提案は1団体につき、1つとし、複数の提案は認めない。

11 問合せ先及び提出先

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル 3 階

子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室（公営保育所担当：尾崎、八木田）

TEL：075-251-2397

FAX：075-251-2950

メール：yohokikaku@city.kyoto.lg.jp